

議案第103号

藤岡市議会議員及び藤岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

藤岡市議会議員及び藤岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年11月29日提出

**平成28年11月29日可決**

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市議会議員及び藤岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市議会議員及び藤岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第6条及び第8条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第11条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「142,000円」を「146,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。